

議第15号

平成30年度滋賀県モーターボート競走事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度滋賀県のモーターボート競走事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|--------------|
| (1) 年 間 開 催 日 数 | 186日 |
| (2) 年間勝舟投票券発売金額 | 34,400,000千円 |
| (3) 1日平均勝舟投票券発売金額 | 184,946千円 |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | |
| 工具器具および備品購入 | |

(収益的収入および支出)

第3条 収益的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

款	項	金 額
1 モーターボート競走事業 収益		千円 36,741,600
	1 営 業 収 益	36,684,952
	2 営 業 外 収 益	56,648

支 出

款	項	金 額
1 モーターボート競走事業 費用		千円 36,730,100
	1 営 業 費 用	36,486,059
	2 営 業 外 費 用	244,041

(資本的収入および支出)

第4条 資本的収入および支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 331,400千円は、過年度分損益勘定留保資金 221,642千円および当年度分損益勘定留保資金 109,758千円で補填するものとする。)

収 入

款	項	金 額
1 資 本 的 収 入		千円 1,079,000
	1 企 業 債	1,079,000

支 出

款	項	金 額
1 資 本 的 支 出		千円 1,410,400
	1 建 設 改 良 費	126,417
	2 企 業 債 償 還 金	1,282,725
	3 投 資	1,258

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公営競技施設整備事業費	千円 1,079,000	普通貸借または証券発行	% 5.0以内	借入日の翌日から5年以内据え置き、30年以内の期間において償還する。 ただし、借入先の融資条件、財政その他の都合により償還期間の短縮および据置期間の延長をし、繰上償還を行いまたは借換をすることができる。
計	1,079,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、350,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれらの経費のうち他の経費の金額に、もしくはこれら以外の経費の金額に流用し、またはこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 164,168千円

(2) 交際費 120千円

上記の議案を提出する。

平成30年2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造